

令和4年9月28日

令和4年第3回岬町議会定例会

第3日会議録

令和4年第3回(9月)岬町議会定例会第3日会議録

○令和4年9月28日(火)午前10時20分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 谷地泰平	2番 瀧見明彦	3番 奥野学
4番 中原晶	5番 坂原正勝	6番 反保多喜男
7番 辻下正純	8番 早川良	9番 竹原伸晃
10番 松尾匡	11番 道工晴久	12番 出口実

欠席議員 0名、欠員 0名、傍聴 11名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田尚司	
副町長 中口守可	総務部理事 兼財政改革部理事	栞山信幸	
副町長 松岡裕二	総務部 企画地方創生監	寺田武司	
教育長 古橋重和	しあわせ創造部 総括理事兼住民課長	今坂嘉文	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端慎也	しあわせ創造部理事 兼生活環境課長	辻里光則
総務部長 会計管理者	西啓介	しあわせ創造部理事	松本啓子
財政改革部長	相馬進祐	しあわせ創造部理事	松下亨
しあわせ創造部長	松井清幸	都市整備部理事	吉田一誠
都市整備部長	奥和平	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	小川正純
教育次長 兼指導課長	澤憲一	しあわせ創造部副理事 兼地域福祉課長	南大介
まちづくり戦略室 危機管理監 兼危機管理担当課長	寺田晃久	しあわせ創造部副理事 兼地域福祉課長 兼保健センター所長	川井理香

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 増 田 明

議会事務局係長 池 田 雄 哉

○会 期

令和4年9月6日から9月28日（23日）

○会議録署名議員

4番 中 原 晶

5番 坂 原 正 勝

---

#### 議事日程

日程第 1 三常任委員長報告

日程第 2 議案第49号 令和4年度岬町一般会計補正予算（第7次）

日程第 3 議員提出議案第1号 シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書

日程第 4 議員提出議案第2号 岬町議会議員定数条例の一部改正について

(午前10時20分 開会)

○出口 実議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和4年第3回岬町議会定例会3日目を開会いたします。

ただいまの時刻は午前10時20分です。

本日の出席議員は12名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○出口 実議長 日程第1、三常任委員長報告を議題といたします。

9月7日の本会議において事業、厚生、総務文教の各常任委員会に付託しました議案について、各常任委員会で慎重に内容の審査をしていただき、結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。

谷地泰平君。

○谷地泰平事業委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をします。

9月7日の本会議において本委員会に付託されました7件の案件において、9月9日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

議案第40号、令和4年度岬町一般会計補正予算（第6次）についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第41号、令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第1次）については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第44号、岬町立みさき公園の指定管理者の指定については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、反対・賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第47号、岬町立みさき公園条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、反対・賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

認定第1号、令和3年度岬町一般会計決算の認定についてのうち、本委員会に付託された案件

については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

認定第4号、令和3年度岬町下水道事業特別会計決算の認定については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で認定されました。

認定第5号、令和3年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算の認定については、委員会記録のとおり、質疑応答はあり、討論はなく、満場一致で認定されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された7件の案件ともに可決・認定すべきものと決定しております。

以上で、私の委員長報告を終わります。

○出口 実議長 事業委員長の報告が終わりました。

ただいまの事業委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、厚生委員長の報告を求めます。

厚生委員長、中原 晶君。

○中原 晶厚生委員長 厚生委員会委員長報告を行います。

9月7日の本会議において、本委員会に付託されました7件の案件につきましては、9月13日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第40号、令和4年度岬町一般会計補正予算(第6次)についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第42号、令和4年度岬町介護保険特別会計補正予算(第1次)については、委員会記録のとおり、質疑、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第46号、岬町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑、討論はなく、満場一致で可決されました。

認定第1号、令和3年度岬町一般会計決算の認定についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で認定されました。

認定第2号、令和3年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定については、委員会記録のお

り、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で認定されました。

認定第3号、令和3年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定については、委員会記録のとおり、質疑、討論はなく、満場一致で認定されました。

認定第6号、令和3年度岬町介護保険特別会計決算の認定については、委員会記録のとおり、質疑、討論はなく、満場一致で認定されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された7案件ともに可決・認定すべきものと決定しております。

以上で私の委員長報告を終わります。

○出口 実議長 厚生委員長の報告が終わりました。

ただいまの厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、奥野 学君。

○奥野 学総務文教委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をいたします。

9月7日の本会議において、本委員会に付託された7件の案件については、9月14日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41号第1項の規定により報告します。

なお、質疑等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

議案第40号、令和4年度岬町一般会計補正予算(第6次)についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論なく、満場一致で可決されました。

議案第43号、令和4年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第1次)については、委員会記録のとおり、質疑、討論はなく、満場一致で可決されました。

議案第45号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で可決されました。

認定第1号、令和3年度岬町一般会計決算の認定についてのうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論はなく、満場一致で認定されました。

認定第7号、令和3年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定についてから、認定第9号、令和

3年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定についてまでの3件については一括議題とし、委員会記録のとおり、質疑応答があり、討論なく、3件とも満場一致で認定されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された7件の案件ともに可決・認定すべきものと決定しております。

以上で委員長報告を終わります。

○出口 実議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第40号、令和4年度岬町一般会計補正予算(第6次)についての討論を行います。討論ございませんか。

中原 晶君、反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○出口 実議長 反対の方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第40号、令和4年度岬町一般会計補正予算(第6次)について、賛成する立場から討論させていただきます。

この議案の提案の中には、学童保育事業の利用時間や日数の拡大や高齢者へのインフルエンザ予防接種の自己負担をなくすといった施策、また、中学校のトイレのバリアフリー化や体育館空調設置に向けての設計業務委託、そして図書館整備に向けた基本構想を策定するための業務委託といった、住民の願いにかなう、また、要望に応えた事業の予算化が含まれていると前向きに評価しているところであります。

その一方で、私が懸念いたしますのは、障害者福祉システムの改修と住民情報システムの改修でございます。

障害福祉システムの改修については、デジタル関連法の成立以降、各分野で進められているものの一つであろうとお見受けしておりますが、国と地方自治体の情報システムの共同化、集約化が掲げられて進められており、国基準に合ったシステムの利用を地方自治体に義務づけるものがあります。これは、地方自治体独自の多様なニーズに応える自治体本来の在り方を阻害するもの

になりかねないと考えるものであります。

もう1点、住民情報システムの改修につきましては、利便性の向上は歓迎されるものと認めますが、そのことにおいて集められた個人情報の利活用が危惧されるところでありますので、慎重な運用を求めて賛同したいと思います。

○出口 実議長 他に反対・賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第40号を起立により採決いたします。

本件について、各委員長の報告は原案可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第41号、令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第1次)についての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第41号を起立により採決いたします。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第42号、令和4年度岬町介護保険特別補正予算(第1次)についての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第42号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。



(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第43号、令和4年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第43号を起立により採決いたします。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第44号、岬町立みさき公園の指定管理者の指定について討論を行います。討論ございませんか。反対討論の方は。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第44号、岬町立みさき公園の指定管理者の指定について、大反対というわけではないのですが、賛成しかねると考える立場から討論を行わせていただきます。

委員会において、かなりの長時間をいただきまして審査に加わらせていただきました。本会議で求めた公園計画の資料のごく一部については示されたところではありますが、PFI事業者選定審査委員会が4月21日出した審査公表における事業実現に向けた留意事項での解決すべき課題には、明確な答えが示されていないと考えるものであります。将来的にどんな公園ができるのか、また、経営の安定性の確保がどう図られるのか、資金調達の見込みやリスクも明らかにされず、審査時点とグループ構成も一部変更があり、不安要素が多く残されているため賛同はしない立場でございます。

○出口 実議長 賛成の方。

瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 議案第44号、岬町立みさき公園の指定管理者の指定についてに賛成の立場から討論させていただきます。

みさき公園が新たに生まれ変わる第一歩として、この議案をまとめ上げられましたことは、町

長をはじめ、理事者の皆様方には大変なご努力とご苦勞をされたことと、お察し申し上げます。  
お疲れさまでございました。

また、本町の未来を左右する一大事業である新たなみさき公園の設立に向けて、P F I 事業者への安定した資金調達及びこの事業の早期達成の観点からも、この議案第44号に賛成するものであります。

○出口 実議長 反対の方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 賛成の方はございませんか。

松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私からは、暫定的な賛成であるということを表明させていただきたいと思えます。

というのは、先に指定管理者を決めてから、その後に町と指定管理者との間で事業契約の締結となることでしたが、本来であれば、一般的な物事の決め事の流れていくと、こんな事業で、こんな開発をして、このような事業計画、公園計画にて開発と運営をしていくというのがこの事業者ですというのでいかがでしょうかという決議であれば完全に態度を表明できるものでありますが、今回はその一番重要な公園計画、事業計画については公表できないということで、行われる事業計画、公園計画がはっきりとしないものでありました。そんな中、態度を表明することは本来ならできかねるものであります。

しかし、みさき公園の事業を停滞しては、どんどんみさき公園の管理に係るまちの負担が増えてしまっていくということや、まちの活性に資する明るい材料を摘んでしまうということにもなりますので、とにかく前に進めるためというこの一点にて暫定的に認めるという形で態度を表明しておきたいと思えます。

○出口 実議長 反対の方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 賛成の方。

奥野 学君。

○奥野 学議員 令和2年12月12日より、第1回岬町P F I 事業者選定審査委員会が開催され、その後、令和4年3月18日までの合計9回の審査委員会が開催されました。また、審査委員会の学識経験者6名は、景観・観光・食農・建築専門の4人の大学教授と弁護士、公認会計士の合計6人で提案内容を十分審議され、みさきエコロジーアクアパーク共同企業体を最優秀提案者に選定されました。その後、令和4年3月24日に株式会社A r k L Eが優先交渉権者に決定され

ました。

ただ、私は、P F I 事業の事業スキームが全く分かっていませんでした。確定した公園計画の公開は、P F I 法に定める事業計画に係る公開規定に基づいて事業契約が締結できるまで公表できないとのことでもあります。なぜもっと当初よりP F I 事業スキームを説明しておいていただければ、9月9日の事業委員会での不必要な質問をしなくてよかったと今になって分かってまいりました。

しかし、今日、指定管理者の指定の採決に当たり、特定目的会社（S P C）1者しか応募がありませんでした。しかし、学識経験者6人の各分野専門の先生方が最優秀提案者、株式会社A r k L Eの提案内容を十分審議していただき、30年間、安定運営していただけることに託します。株式会社A r k L Eを指定管理者に同意し、今後、開園に向けて大いに期待し、賛成討論といたします。

○出口 実議長 ほかに討論ございませんか。

竹原伸晃君、賛成ですか。はい、どうぞ。

○竹原伸晃議員 議案第44号、岬町立みさき公園の指定管理者の指定について、私は事業委員会に所属しておりますので、事業委員会でも賛成討論をさせていただきました。時間にしても、かなりの審議をしたのかな、その中で分かってきたことも多数ございます。何より岬町の今後の未来を左右する、このみさき公園でございます。それが復活するめどが今回明らかになったということ、この後の事業契約に向けて、はずみをつけるものであることが一番の賛成の要因でございます。事業規模も大きいし、また、働く方の雇用も見込まれることから、大いに期待しております。また、この後の47号の議案においても、いろいろ取り組んでいただいている、この町の姿勢というのを大変評価したいと思い、賛成とさせていただきます。

○出口 実議長 ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○出口 実議長 これで討論を終わります。

これより、議案第44号を起立により採決いたします。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○出口 実議長 起立多数であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第45号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について討論を行います。  
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第45号を起立により採決いたします。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第46号、岬町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について討論を行います。  
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第46号を起立により採決いたします。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第47号、岬町立みさき公園条例の一部改正について討論を行います。討論ござ  
いませんか。反対の方。

中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第47号、岬町立みさき公園条例の一部改正について、賛成しかねる立場か  
ら討論に加わらせていただきます。

この提案では、事業委員会で審査した中で、公園施設の設置基準の特例として、建蔽率の上限  
を100分の6から100分の9に引き上げる提案が含まれております。委員会審査における質  
疑を通じて、上限の引上げが必ずしも必要でない可能性があるとのことが分かりました。そう  
であるならば、協議が整ってから変更するべきであると考えます。

PFIという手法を用いている以上、情報の公開範囲に限界があるとはいえ、議員として十分

なチェック機能が果たせないことを歯がゆく思いながら審査に参加いたしておりました。管理上のルールを定めたものであり、どんな公園になるのか明瞭でない下で賛成はしかねると考えるものであります。

○出口 実議長 賛成の方。

瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 議案第47号、岬町立みさき公園条例の一部改正について賛成の立場で討論させていただきます。

事業委員会にて長時間に及ぶ審議を聞かせていただきました。事業者と慎重に協議を進めて内容をまとめていただき、また、本町の判断だけではなく、大阪府などと慎重に協議をされていることを理解することができました。この議案は、今後30年の長期契約を見据えて整えていくべきことをしっかりとまとめていただいていると判断いたしましたので、議案第47号について賛成とさせていただきます。

○出口 実議長 ほかに討論ございませんか。賛成ですか、反対ですか。賛成ですか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 議案第47号、岬町立みさき公園条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど瀧見議員からもありましたが、今回の改正について一番特出するのは、長期契約に伴う整備かと思っています。30年といいますが、私の年でも30年を足すと78歳になると、先の長い話でございます。その後の話をしっかりと見据えて取り組んでいただいた、これはしっかりと評価できるものであると判断させていただきました。

また、公園の管理に当たって、地域の方々の意見を聞く場を設けるといったことも記載されております。そういったことを全体的に勘案しまして、賛成とさせていただきます。

○出口 実議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を起立により採決いたします。

本件について、委員長の報告は原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○出口 実議長 起立多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

続いて、認定第1号、令和3年度岬町一般会計決算の認定について討論を行います。討論ございませんか。

反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 認定第1号、令和3年度岬町一般会計決算の認定について討論させていただきます。

昨年度は、2019年以来、いまだに収束の見通しが立っていない新型コロナウイルス感染症への対応や様々な住民要求に応える努力が認められるものの、国政、大阪府政による攻撃から住民を守り抜くには不十分であり、決算認定に賛同するには至りません。

コロナ対策として、地方創生臨時特例給付金を最大限活用し、様々な施策に取り組みられたものを認めるものであります。子育て世帯への臨時特例給付金では、いち早く政府が示した所得制限を廃止し、文字どおり全ての子どもたちを対象にした給付を行ったことは高く評価できると考えるものであります。

2020年度に続き、小中学校の給食費の無償化や水道基本料金の半額減免も実施され、生理の貧困対策として生理用ナプキンの無料配付も開始されました。

高齢者生活応援商品券交付事業として、65歳以上の方々に1人3,000円の商品券を配付し、高齢者の暮らしを支え、地元経済の振興にも寄与したものと思われま。

町独自の事業者支援金も2年連続実施され、制度上、不十分さを残しつつも、一律20万円が96事業者に支給され、コロナ禍で傷んでいる事業者の経営を支える大きな支えとなったことは間違いありません。

町民体育館への空調設置整備事業にも着手し、今年度の整備工事に向けて設計業務が行われました。小学校の体育館への空調設置も完了させ、子どもたちを熱中症から守ると同時に、災害時の避難所としての利用にもかなう環境の整備が図られました。

不妊・不育治療助成事業については、昨年度から補助上限額を5万円から10万円に引き上げ、出産祝い金についても第1子・2子には5万円を10万円に、第3子以降には10万円を20万円にと倍に引き上げ、子育て世代を励ます施策に取り組みられたものであります。

コミュニティバス運行事業にかかわっては、2020年度に続き、低床のノンステップバスを購入され、利用者の利便性の向上が図られました。

しかしながら、十分な手だてや改善が見られない事業があることを指摘しなければなりません。幼保無償化から取り残されたままとなっているゼロ歳から2歳の保育所に通う課税世帯の子どもたちを町独自の努力で対象にするよう、これまでも求めるものであります。

就学援助制度については、いただいた資料では、利用者数、利用率の減少が見られますが、制度そのものを知らない保護者が残されており、周知の努力を強めるとともに、対象の拡大や種目の拡充に踏み出すべきであることを重ねて申し上げます。

大阪府の福祉医療制度における老人医療費助成制度が完全に廃止され、対象から外された多くの方々から医療を遠ざける結果となっております。大阪府に対し経過措置の延長を求める建議はなされたと聞いておりますが、府が要請に応えない以上、町独自の対策を取って救済すべきであることを求めていると思っております。

各種相談事業については、毎年度、資料を請求し確認させていただいておりますが、法律相談の相談件数に比べて、地域就労コーディネーター事業、人権相談事業、総合生活相談事業の利用率、事業費の乖離が改善されず、コロナ禍の影響も考えられるとはいえ、抜本的な見直しが求められます。

総務文教委員会での審査の折、文化センターの運営委員に部落解放同盟多奈川支部からも構成員として選出されていることが確認されました。かねてから、旧同和施策の名残と思われる事業や公費支出についてはなくすべきものと主張してきたところではありますが、部落解放同盟という運動団体への公費支出につながるものとして改善が必要であることも指摘しておきたいと思っております。

以上、初めに申し上げましたとおり、町としての努力は認めるものでありますが、長引くコロナ禍や国政、府政から住民を守る岬町の使命を果たすという点では十分でないと考えており、認定には承服しかねます。

○出口 実議長 ほかにも討論ございませんか。

辻下正純君。

○辻下正純議員 令和3年度一般会計決算の認定について、私、辻下のほうから賛成の立場で討論させていただきます。

本会議で田代町長から令和3年度成果報告及び中口副町長から令和3年度決算報告の説明を受けるとともに、私が所属している常任委員会においても私のほうから質問させていただき、明快な答弁をいただきました。

長年の懸案でありました超過課税については、これまで段階的に税率の引下げを行ってきまし

たが、令和3年度から完全に解消することができております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した住民を支援するための町の独自支援策として、給食の無償化、事業者への支援、水道料金の基本料金の減額など、適切な対応により住民の負担軽減を図ることができたと考えております。

少子・高齢化が進み、厳しい町財政の中においても、田代町長が先頭に立ってリーダーシップを取り、推進していくことを私は高く評価しております。

以上、私の賛成討論といたします。

○出口 実議長 ほかに討論ございませんか。賛成ですか、反対ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 私のほうから、認定第1号、令和3年度岬町一般会計決算の認定について、賛成の立場で討論に加わらせていただきます。

令和3年度から適用されています岬町の過疎地域指定のところで、幾つか質問させていただきました。全般にわたることなので、いろいろな委員会があったと思いますが、事業委員会においてもそうですし、また、総務文教委員会においても資料を見せていただいて、その使い道というのが明らかになっておりました。その中でも、総務部長にお答えいただきまして、令和3年度について過疎債が認められたのが1億4,300万円程度ということで、その7割が効果額といえますか、岬町に入ってくるお金でございまして、過疎という名の下でイメージは悪いところがありますが、実際の運営は少しやりやすくなったのかなと全体的に見させていただきました。

長時間にわたって3常任委員会、2つは委員として入って、1つは傍聴として聞く中で、いろいろな質疑がある中、疑義を感じる場所は少なかったですし、適切に執行されていると捉えさせていただきますので、一般会計の決算を賛成の立場で討論に加わらせていただきました。

○出口 実議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定することとあります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○出口 実議長 起立多数であります。



よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第2号、令和3年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定について討論を行います。討論ございませんか。反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 認定第2号、令和3年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定について、承認しかねる立場から討論させていただきます。

厚生委員会の審査において、若干ではありますが、前年度と比較して1人当たりの保険料が上昇する結果となったことを確認いたしました。そもそも国からの補助金が少ないことや、大阪府においては都道府県化による統一保険料の影響もあり、担当課が努力をなさらなかったとは考えておりませんが、高い国民健康保険料は負担の限界を超えており、加入者はコロナ禍の影響をより厳しく受けている世帯が多いことから、承認できないと考えるものであります。

○出口 実議長 賛成討論の方はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を起立により採決いたします。

本件について、委員長の報告は認定することとであります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○出口 実議長 起立多数であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第3号、令和3年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について討論を行います。討論ございませんか。反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 認定第3号、令和3年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛同できないと考える立場から討論させていただきます。

後期高齢者医療の制度上の無慈悲者については、これまでも繰り返し申し上げてきたところで

ありますが、第6期の見直しで増やされた保険料負担が7期も継続されることとなり、さらに低所得者への軽減措置も完全に終了し、それへの町独自の救済措置も取られておりません。来月以降、75歳以上の医療費窓口負担が2倍化される方が発生することから、早期発見・早期治療が遅れることも大いに懸念されます。制度そのものの廃止を求め、本決算の認定には賛同できないことを申し上げます。

○出口 実議長 賛成討論の方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定することとあります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○出口 実議長 起立多数であります。

よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第4号、令和3年度岬町下水道事業特別会計決算の認定について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を起立により採決いたします。

本件について、委員長の報告は認定することとあります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第5号、令和3年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算の認定について討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定するとのことであります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第6号、令和3年度岬町介護保険特別会計決算の認定について討論を行います。

討論ございませんか。反対ですか、賛成ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 認定第6号、令和3年度岬町介護保険特別会計決算の認定について、賛同できないと考える立場から討論を行います。

厚生委員会においては委員長職ということもあり、あえて質疑には加わりませんでした。従前までの高い保険料が継続して賦課されたことから、保険料の引下げを願う立場より認定しかねるものであります。

なお、いわゆる総合事業については、従前から丁寧な運用が図られているものと認識いたしますが、今後も同様に丁寧に運用なさるよう、この場で改めて求めておきたいと思います。

○出口 実議長 賛成討論の方ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を起立により採決いたします。

本件について、委員長の報告は認定するとのことであります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○出口 実議長 起立多数であります。

よって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第7号、令和3年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定するとのことであります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第8号、令和3年度岬町深日財産区特別会計決算の認定について討論を行います。  
討論ございませんか。

○出口 実議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第8号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定するとのことであります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

続いて、認定第9号、令和3年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について討論を行います。  
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第9号を起立により採決します。

本件について、委員長の報告は認定するとのことであります。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 満場一致であります。

よって、認定第9号は原案のとおり認定されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件は全て議決されました。

各委員長さん、委員の皆さん、ご苦勞様でございました。

---

○出口 実議長 日程第2、議案第49号、令和4年度岬町一般会計補正予算(第7次)について  
を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第2、議案第49号、「令和4年度岬町一般会計補正予算（第7次）について」をご説明いたします。

本補正予算につきましては、物価高騰の影響を受けた生活者等への支援として、住民税非課税世帯等を対象とした電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金のほか、新型コロナウイルス対策といたしまして、オミクロン株に対応した改良型ワクチン及び小児ワクチン接種に必要な経費を計上いたしております。

先日、総務省が発表いたしました8月の全国消費者物価指数は、値動きの大きい生鮮食料品を除く総合指数は10.5となり、前年同月比2.8%の上昇となりました。これは、消費増税の影響があった時期を除けば、平成3年9月以来の約31年ぶりの伸び率となっております。資源高や円安の影響により、エネルギーや食料品価格が高騰し、家計への負担が増加する中、政府は9月20日開催の閣議において、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費から、3兆4,846億円を支出することを決定いたしました。

対策の主な内容といたしましては、住民税非課税世帯等を対象に1世帯当たり5万円の給付金に約8,500億円を、地方自治体が地域の実情に応じて物価高騰対策として実施する交付金に4,000億円を、今月末に期限を迎えるガソリン価格を抑える補助金に約1兆3,000億円をそれぞれ支出するものでございます。

今般の補正予算は、国の物価高騰対策のうち、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等を対象とした電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付に必要な経費を計上いたしております。

また、新型コロナウイルス対策といたしましては、オミクロン株に対応した改良型ワクチン及び小児ワクチン接種に必要な経費を計上いたしております。改良型ワクチンは、従来株に対応した成分にオミクロン株の初期に流行した系統である「BA.1」に対応する成分を組み合わせた2価ワクチンで、重症化を予防するだけでなく、発症や感染予防効果も期待されております。現在、主流の「BA.5」にも一定の効果が見込まれており、接種対象は、初回接種（1・2回目）を完了した12歳以上の方としております。

また、小児ワクチンにつきましては、子どもの感染症の増加とともに、重症者数も増加傾向にあり、初回接種（1・2回目）を終えて時間の経過とともに発症予防効果が低下することから、追加接種（3回目）を行うもので、接種対象は初回接種（1・2回目）を完了した5歳から11歳の方とするものでございます。

なお、これらについては、一般会計補正予算（第6次）編成後の事情により、新たな補正予算の編成が必要となったもので、給付事務やワクチン接種事務を迅速に進める必要があることから、追加議案として提案させていただいたものでございます。

何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

議案書のほか、予算書とともに配付させていただいております「補足説明資料」と併せてご参照願います。

それでは、予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億945万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億9,207万4,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

国庫支出金といたしまして2億945万2,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費に充当するための新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金4,554万8,000円を、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費に充当するための電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費補助金1億3,290万円と、同じく、事務費補助金1,132万9,000円を、また新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費に充当するための新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,967万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。

なお、詳細につきましては9ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

民生費といたしまして1億4,422万9,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費といたしまして、令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯及び価格高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯の合計2,658世帯にそれぞれ5万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金1億3,290万円を、システム導入委託料275万円を、事務処理業務委託料634万2,000円のほか給付事務に必要な事務費を計上いたしております。

衛生費といたしまして6,522万3,000円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、予防費といたしまして新型コロナウイルスワクチンについて、初回接種を完了した12歳以上の方を対象としたオミクロン「BA.1」対応型2価ワクチン及び初回接種を完了した5歳から11歳を対象とした小児ワクチンに係る新型コロナウイルスワクチン個別予防接種委託料4,554万8,000円を、同じく、集団予防接種委託料792万円を、今年度末まで開設するコロナワクチンコールセンター業務委託料538万8,000円のほか接種事務に必要な事務費を計上いたしております。

以上が、補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいまの説明の中で、新型コロナウイルスワクチンの接種についてのお話がありました。これは現在接種しているワクチンとは違ってオミクロンBA1という新たなワクチンだということと聞きました。それを新たにこれから接種しようと、そのための費用だというふうに思うのですが、では、そのワクチンの接種対象、接種時期、それでは接種体制などについて、周知方法とともに詳細を説明していただきたいと思います。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 坂原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今回のオミクロン株対応ワクチンの接種でございますが、まず、対象となるのは初回接種1回目、2回目の接種を終了されました12歳以上の全員対象ということで、岬町におきましては約1万3,000人おられます。そこで、まず、4回目接種対象でまだ4回目接種をされていない方約1,100人おられますが、そちらの方を優先的に、今回の補正予算が議決賜りましたら10月1日から接種を進めていきたいと考えております。

続いて、4回目接種の対象ではなかった方、こちらにつきましては約3,800人おられますが、その方と合わせて、3回目接種がまだの方、約2,300人おられますが、その方につきましては、10月17日以降で接種を進めていきたいと考えております。

既に、現時点で4回目接種が完了された方につきましては、接種後5か月が経過しますと対象となりますので、その方が約5,600人おられますが、11月1日以降で接種していただく体制を取っていきたいと思っております。

ただ、接種後5か月経過につきまして、現在、国では短縮に向けた議論をされているというこ

とで、変更される可能性がある」と認識をしております。

接種体制につきましては、これまでと同様、クリニック等での個別接種と、今、与田病院のほうで従来から集団接種を行っていただいております。その集団接種も見据えて、今、協議を進めているところでございます。

この後、10月1日付の各戸配布でオミクロン株対応ワクチンの接種についての周知を図っていきたく思っています。また、ホームページ、公式LINEアカウントのほうからも発信ができればと思っております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 このワクチンは新しいワクチンで、その効果が非常にあると言われているワクチンであるので、この接種は積極的に進めるべきだと思うのですが、今、説明がありましたように、まだ1回も打っていないとか、1回目、2回目は終わっている。だけれど、3回目はまだとか、4回目は終わった、4回目がまだとかややこしいのですね。それを住民が判断して自分で申告するのか、あるいは町のほうからプッシュ型で、あなた、これできますよと通知が来るのか、その辺の周知方法はどうされていますか。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 坂原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

このオミクロン株対応ワクチンにつきましては、先ほども説明させていただきましたとおり、10月1日付で各戸配布をさせていただきます。その内容につきましては、3回目接種完了したかどうかというふうな問いに「はい」「いいえ」という形で進んでいただいて、自分はどれに当てはまって、いつから接種できるかというような内容について詳細に説明させていただきますので、それでご判断をいただければと思っております。

ただ、それでも分かりにくい場合もありますので、引き続き、ワクチンコールセンターで問合せの受け付けをさせていただきたいと思っております。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 この新型コロナウイルスによってここ数年間、日本の経済は停滞しています。このワクチン接種で何とかそれを切り抜けようと、景気も回復傾向に向かわせようという施策も今、取り組んでおります。ですので、この新型コロナウイルス感染症に対してはワクチン接種が一番強力な対処方法でないかと思うので、ぜひ、住民に丁寧に説明できるように取組をよろしく願います。

○出口 実議長 ほかの方、質疑はございませんか。



松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私からは、この補足説明資料の中でお聞きしたいことが何点かあります。

3ページの歳出予算というところの衛生費の中の予防費として新型コロナワクチン接種体制確保事業費として予算額が上がっておりまして、その予算額の内訳として何点かここに挙がっているのですが、まずは、先日の総務文教委員会でも、私、令和3年度の決算の審議でお聞きした部分ではあるのですが、今回も確認のためお尋ねしたいと思います。

それがコールセンター業務委託料ということで538万8,000円、6か月分ということを書かれているのですが、もう一度この業務の内容であったりとか、あと、人員とか体制の部分というのをお聞かせいただきたいと思います。

あと1点、その上の健康管理システム改修業務委託料ということで100万円上がっております。こちら令和3年度の決算の審議においてこの項目があったと思うのですが、このときはコロナワクチン接種を何回したかという確認が分かるようなシステム改修であったのかと思うのですが、今回はどういった改修をされるのかというのをお聞きしたいと思います。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 松尾議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、コールセンター業務委託料についての詳細につきましては、住民の方からの問合せに対応する部分も含めまして、ワクチンの予約の受け付けを業務として主に行っております。

人員につきましては、責任者1名とスタッフ3名程度で、通常は4名程度で業務をしております。今回も予約が殺到する時期を想定して、その時期に合わせて増員も含めてお願いをしようというふうに考えております。

健康管理システム改修業務委託料につきましては、今、議員言われましたように、接種記録の管理を行っているわけですが、接種がこれまで初回接種、3回目、4回目と、次5回目という形で回数が増えていっています。その都度、その記録を残すための項目を増やす必要がございますので、そういった改修も含めた内容となっております。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 コールセンター業務委託料については分かりました。

その後にお聞きしました健康管理システム改修業務委託料のことなのですが、毎回コロナワクチンを接種していくということについて、この100万円が追加になっていくのかなというような解答であったかと思うのですが、1回でシステムの変更はできないのかな。例えば、その項目をもっと先までつくることはできるのではないかと思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 松尾議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、回数が増えるたびに改修を行っているというところで、先を見据えた形で改修できないかということでございます。確かにそうだと思います。ただ、今後どの程度の回数がされるかというのは見通しがつかずに、項目を一つ加えるたびにシステムの改修に人員がかかって、ある程度の委託料もかかってくるということですが、5回目で終了になるのか、また、今後どのような形で接種体制が組み込まれてくるか、そういった見通しが立たない中で、今の時点では先を見据えて改修するというのは困難ではないかなと考えております。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 分かりました。できたらシステムの改修業務ということで、なかなか一般の方には理解できないところはあると思います。私はそういったところに携わっていたこともあったので、できたら、そういった無駄を省くようなところというのも出てくるのではないかと思います。ほかの自治体もどういうふうにされているかというのも調査しながら、無駄を省くところは省いていくということはずいしていただきたいと、これは要望にとどめておきたいと思います。

○出口 実議長 ほかに質疑はございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 非課税世帯への5万円給付についてお尋ねします。

基準日が10月1日というご説明でありますので、実際の作業はその後になっていくかと思うのですが、これは前回同様、確認書というようなものが送付されるのかなと思います。その送付時期について予定をお聞きしておきたいというのが一つです。

それから、コロナウイルスのワクチンのことですが、お二方からお尋ねがありましたので、それでいろいろ理解点はございます。ただ、ご自身で自分が何回接種されたということ把握されている場合はいいのですが、そうでない方もおられるのではないのかと思うのです。それで、そういうときはコールセンターに聞いてくれたらいいと言うけど、把握できない人というのはコールセンターにかけるのもかなり難しいという状況ではないかと私は思っています。

それで、小児以外の部分ですね、4回目接種の方について先ほどお答えがありました。その方がまずは優先されるということですが、4回目接種の対象者で接種が済んでいない方というのはおよそ1,100人おられるとのことでありまして、その方々は既にクーポン券が送られているという状況にあるのかどうか。既に送られているとすれば忘れてしまっている可能性も結構あるのではないのかと思ったので、「あなた4回目までですよ。どうぞ申し込んでください」という

ような個人宛の丁寧な周知が必要になってくるのではないのかというように思いましたので、そのあたり、再周知も含めて今後の周知について、各戸配付、ホームページ、LINEだけなのかということについてお聞きしたいと思います。

それから、ワクチンに関わってというか、あまりストレートには関わっていないのですが、お答えいただけるようであればお聞きしたいのが、コロナの陽性になられた方で、実は病院から保健所へ発症届が提出されていなかったという事例があったのです。それも既に解消はされたのですが、今後、発症届についていろいろ限定するという動きが都道府県ごとにばらばらですけれど、ありまして、そのあたりがどうなっていくのか、そのことについても参考までにお聞きできればと思います。

○出口 実議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、資料の訂正をさせていただきます。

今回ご質問いただきました部分の非課税世帯の基準日、令和4年10月1日と資料にございますが、その後9月30日と変更になっておりますので、訂正をさせていただきます。

今回の非課税世帯の5万円の給付につきましても、プッシュ型で確認書の送付をさせていただいて、その確認書の提出に基づいて支給を進めていくということでございます。

ただ、今、検討中ではございますが、令和4年度で支給された方につきましては、支給先の口座情報が把握をできておりますので、こちらからこの口座に振込をさせていただきますという通知をさせてもらって確認書の提出を省略するという方法もあると聞いておりますので、そういったことも含めて丁寧な対応をしていきたいと思っております。

送付時期等につきましては、今回システムの改修の補正予算も計上させていただいております。議決賜りましたら早速システム会社のほうに改修の依頼をさせていただいて、その改修の時期は今のところ打合せの中では未定となっております。その改修を待って事業を進めていくこととなりますが、業者に対しても速やかに改修を行っていただけるようお願いをしながら、できる限り早い段階で事務が進めていければなと考えておりますが、今のところ未定という形でご理解をいただきたいと思っております。

オミクロン株対応のワクチンの件についてですが、クーポン券につきましては、既に5か月経過を迎えられている方については既に4回目のクーポン券を送っておりますが、10月1日以降5か月を迎える方も200名程度おられますので、その方については10月の下旬には対象になる方に、まだ届いてない方もおられますけれども、4回目の接種ということで接種券を送付させて

もらう方も中には含まれているということでございます。

再通知につきましては、坂原議員のほうからもご質問がございました。周知につきましては、坂原議員のご質問に答弁させていただいたとおり、今回の10月1日付の各戸配付、またホームページ、公式LINEアカウントのほうで周知をさせていただくということで、それ以外については今のところ予定はしておりませんが、そういった問合せ等が多い場合につきましては、対応していくことも必要かと思っておりますので、そのときにしっかり対応していきたいと思っておりますので、ご理解をよろしく申し上げます。

陽性者の発生届の件のご質問でございます。全国一律に全数把握の見直しというのが国のほうから示されまして、大阪府も9月26日から全数把握の見直しがされております。発生届が必要な方につきましては限定されるということで、今回、発生届が必要な方につきましては、陽性となった方のうち65歳以上の方、入院を要する方、新型コロナの治療が必要な重症化リスクのある方、また妊婦の方につきましては、引き続き、検査された医療機関のほうで発生届が必要となります。

それ以外の方につきましては発生届の必要がなくなりましたので、自主的に検査をして陽性となった方、もしくは医療機関にかかって陽性となった方につきましては、ご自身で陽性者登録センターにご登録をお願いしますということで大阪府のほうから周知がされているところでございます。

岬町においても、この10月1日付のウイズコロナに向けた対応についてということで各戸配付をさせていただく予定をしております。その中にそういった詳しい内容も掲載をしておりますので、ご覧いただければと考えております。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 非課税世帯への5万円給付については、今年度の10万円給付のことかと思うのですが、そこへ送る場合は自動的に振り込んで、お金を送りましたよという通知を送るという手法もあるということで、できるだけ早いことが望ましいと思っておりますので、そういった手法も含めて、何かの間違いというか家庭状況に変更があればいけませんけれども、できるだけ早く手元に届くようにということと、それから家計急変世帯についても今回設けられておりますので、周知を十分になさっていただくように要望しておきたいと思っております。

それから、コロナウイルスの新型のワクチンのことなのですが、私、頂いていた補足説明資料ですけれども、これを見ると、さきほどの坂原議員の質問が出てくるのです。要するに、4回目接種がまだの人はどうなるということになってしまうのですね。ですので、各戸配付をご用意さ

れているということですが、先ほどお聞きした範囲では分かりやすい形で、自分はどうだと、「はい」「いいえ」みたいなチャート式かと思いつながりながら聞いていたのですが、受け取った方の状況に沿って見ていけば、自分がどうすればいいのか分かるということであつておられるのかと思つてはいるのですが、この説明資料を見たときに、この中身で各戸配付をつくられたら分からない人が出るだろうなど不安になつたので、大変だと思いますけれども、分かりやすいような周知徹底を行つていただきたいということと併せて、先ほど申し上げましたが、4回目接種の方で未接種の方が1,100人、そして、これから4回目接種の時期を迎える方が200人ということは、900の方がクーポンは届いているけれども4回目の接種を受けておられないということなのです。これはファイザーが結構早くなくなつちやつたでしょう。そのせいかなと思つたりもしているのだけれど、やはり早く接種していただくということは大切なことなので、4回目の人で受けれるのに忘れてるかもと思われるような方については再周知といいますかね、今すぐでなくていいと思うのですが、そういうこともご検討をいただきたいと思つます。

○出口 実議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これより、議案第49号を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○出口 実議長 起立満場一致であります。

よつて、議案第49号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

10分ほど早いのですけれども、暫時休憩を取りたいと思つます。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 では、暫時休憩をいたします。

再開は13時00分といたします。

(午前11時50分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○出口 実議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

○出口 実議長 日程第3、議員提出第1号、シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書について議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議員提出議案第1号、シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書を岬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出者 坂原正勝

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者 奥野 学

松尾 匡

早川 良

中原 晶

以上であります。

趣旨説明は朗読により代えさせていただきます。

シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書

シルバー人材センターは高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持・増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年10月に予定されている消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されると小規模事業者への配慮で年間課税売上高1,000万円以下の事業者として消費税納税義務が免除されているシルバー会員は、適格請求書を発行することができないことから、シルバー人材センターでは仕入れ税額控除ができなくなる。シルバー人材センターが新たに預かり消費税分を納税しなければならない事態となり、新たな税を負担する財源はない。人生百年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加、健康維持に重きを置いた「いきがい就業」をしているシルバー人材センターの会員に対して形式的に個人事業者

であることをもってインボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては、地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。

よって、国においては、シルバー人材センターと会員間の取引は一般の商取引とは異なることに鑑み、シルバー人材センターの会員への配分金についてはインボイス制度の適用除外とするなど、シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を講じるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年9月28日 大阪府岬町議会

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、以上であります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○出口 実議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書を拝見させていただいて、数点質疑がありますので、ご答弁をお願いしたいと思います。

まず、最初に、言われているインボイス制度ですね、消費税の適格請求書等保存方式ということに関して、どういった制度なのか理解しておくために分かりやすく説明していただければと思いますが、お願いできますでしょうか。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 インボイス制度とは、来年10月から始まる国の新しい制度ですが、これは事業者の消費税や納税に関するものでございます。この制度が導入されると税務署に登録した業者に支払った金額しか必要経費に認められないというふうになるという制度でございます。

シルバー人材センターに限っていいますと、シルバー人材センターから働いた高齢者に支払う配分金といいますけど、それについてもこれから消費税の分を支払わなければいけないとなっています。その分は高齢者が払うわけにはいけません、シルバー人材センターがそれぞれの分を建て替えることになると、新たな税金をシルバー人材センターが負担しなければならなくなるということになってきます。国による制度なので全国一律に適用すると、ふさわしくないという団体にも適用されてしまうので、国においてはシルバー人材センターは一律にそれを適用するにはふさわしくない団体であるということをご考慮していただき、適切な適用をしてほしいという意味

でございます。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ありがとうございます。

私もこの意見書をほかの自治体に取り扱っていないかいろいろ調べたり、この内容についていろいろ勉強したりしておりました。すると、国会で審議がなされておりました。

2022年5月18日に衆議院厚生労働委員会において日本共産党の宮本 徹衆議院議員がこの問題に触れて、そして答弁されるのは政府でございます厚生労働大臣、自民党の後藤茂之衆議院議員が答弁されており、こういった申出に対して例外というのですか、認めにくいといったような内容の答弁でございます、それが意見書につながっているのかなというように理解をさせていただいておりました。

現在、国の中で賛否両論で進めている中で、本日提案をしていただいている坂原議員は政権与党のほうの一員ではないかと、このように思っておりますが、公明党の議員としてこれを提案することに矛盾はなかったのかということを確認させていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいまの質問ですが、国会での審議についてのご答弁でございますので、私は国会審議について言及する立場ではありませんので、その答弁は控えさせていただきますが、私にとって今回の意見書を提出することについては何ら矛盾はございません。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 3回目の質問になります。最後になりますが、それと疑義に感じることはあるのは、これはシルバー人材センターのお話でございます、岬町に多数の高齢者がおられます。シルバー人材センターで働かれている方も多くおられますが、一方、民間なり自営で高齢者が働いて今までの税制によって優遇を受けていたところも、こういうインボイスを導入することによって不利益になるというのはシルバー人材センターとも同じかなというふう感じており、今回このようにシルバー人材センターに限っての提案でございますが、議員として、その他の全体にわたることに関して議論をする気持ちはあるのか、ないのかということをお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ただいまの質問ですが、高齢者はシルバー人材センター以外でも働いていると。



その高齢者についてはどうかという質問ですが、今回、私は、シルバー人材センターに限って要望しているわけで、その他の高齢者の件についてはここでは議論を控えたいと思います。

ただし、その他の高齢者の方の税制問題については議論する必要があるというふうに考えております。

○出口 実議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

賛成ですか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 議員提出議案第1号、シルバー人材センターの安定的事業運営のための適切な措置を求める意見書に対して賛同の署名もさせていただいているのですが、この場で改めて賛同の意志を表明したいと思います。

先ほど来、やり取りがありましたが、インボイス制度の導入についてはシルバー人材センター以外に、先ほどの質疑の中では、ご高齢の事業者ということになるのでしょうか、中小事業者にとっても死活的に深刻な問題でありますので、そもそも私はインボイス制度そのものを導入すべきではないと考えるものであります。シルバー人材センターの会員を対象外として扱うべきであることは当然であり、趣旨に全面的に賛同するものであります。

○出口 実議長 賛成ですか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 議員提出議案第1号、この意見書について賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど来、三つ質疑させていただきました。その中で税の話でございまして、税制に軽減税率などをセットとして導入されるであろうインボイス制度をどのように運用していくかというのはとても難しいこととございまして、税については全員が100点の政策は難しい。それでも多くのところが納得できる形まで進めていくのが日本国民の責務かと思うところでございまして、私たちが地方議会で問題があつてこういう意見書が出てきたということを受容し受けとめて、検討して、これを通すというのは住民の方々の意見が通せる議会ということを発表したいと思っております。その中で、やはり高齢者の収入というのをきちんと確保できる、坂原議員も言われていましたけれども、私としてもそういったことに今後もしっかり取り組んでいきたい。

また、シルバー人材センターにおいては、立ち上げられたときから私は知っていて、産声を上

げた場所も知っていますし、今後も適正な運用によって発展していただきたいという立場もご  
います。どうか皆様、この議案に対しては賛成という方向で判断していただきたいと思い、賛成  
討論とさせていただきます。

○出口 実議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第1号を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○出口 実議長 起立満場一致であります。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

○出口 実議長 日程第4、議員提出議案第2号、岬町議会議員定数条例の一部改正について議題  
といたします。

本件について趣旨説明を求めます。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま議長からお許しを得まして、議員提出議案第2号、岬町議会議員定数条  
例の一部改正について提案させていただきたいと思えます。

地方自治法第112条及び岬町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和4年9月28日提出

提出者 岬町議会議員 竹原伸晃君

そして賛成者、岬町議会議員 瀧見明彦でございます。

提案理由は後ほど述べます。

裏面をご参照ください。

岬町議会議員定数条例の一部を改正する条例 (案)

岬町議会議員定数条例 (平成14年岬町条例第18号) の一部を次のように改正する。

「12人」を「10人」に改める。

附則

この条例は、次の一般選挙から施行するといった内容でございます。

理由につきましては、表面のところに記載させていただいておりますが、令和3年度から岬町

が過疎地域に指定されたこと、これがまず一つ目、そして二つ目として、議員定数を定める要素である住民の数が減少していること、三つ目として、住民より、定数を削減してほしいという声があることを総合的に判断するものというふうにかきさせていただいております。

少し解説をさせていただきますと、岬町がまず過疎地域に指定されたことと何の関係するののかということでございます。過疎地域に認定されるには二つの大きな条件がございます。一つは、人口が減り続けているということが条件でございます。これについては後ほど述べます。

もう一つは、財政力指数が、ある基準を下回っていることが条件でございます。下回っていることが喜ばしいことではないというのは皆さんお分かりのとおりでございますが、財政力がいい自治体においては、どれだけ人口が減っていても過疎指定はされないのです。それが指定されるということは、岬町は厳しい財政運営をされているといったことには変わりはありません。それを財政が厳しい中、今後、岬町の議会も改革をしていくに当たり、やはり財源を伴う改革をするならば自分たちの身を律した上でその財源を確保するというのが本筋であり、一つ目の理由となります。

二つ目の理由として住民の数が減少していること、これは法律で決まっています。10万人の都市では何人まで、5万人の都市では何人まで、2万人の都市では何人まで、1万人の町では何人までといった議員の上限が決まっております。本町は1万人から2万人の間なので、上限は22名ということでございますが、現在12名を10名にすると。下限は決まっていないのですよね。その中でいかに取り組んでいくか。人口が少ない町ほど議員が少ないというのは定められているところでございますので、当然ながら、人口が減っていくならば議員定数も少なくするというのが道理ではないかと判断しております。

ちなみに、隣の阪南市は人口約5万人のまちで14人の議員定数でございます。

その隣の泉南市におきましては、人口約6万人のまちで15人で運営しております。

1万5,000人のこの町で12人がいいのか、10人がいいのかというのは各自判断していただくところでございますが、決して少ないということはないというふうに考え、理由とさせていただきます。

三つ目に、住民より定数を削減してほしいという声があるといったことでございますが、やはり私が私の立場であるからかどうかわかりませんが、定数を何とか減らせないものかと聞くことが多々ございます。なおかつ、ここ数年、議会の中でも欠員があったり、また病欠による欠席があったり、議会が11人、10人、少ないときは9人で運営していたこともございますが、それに対してもしっかりと議論できていたという自負はございます。それでできるのであれば、その

定数でもできるだろうというのが住民の大きな声でございまして、その住民の声を議会に届けるのが私たちの置かれた責務ではないかと感じるどころから、このような提案になっております。

この場において提案理由はこのような感じでございますが、提案者においては討論ができないことから、もう少し提案理由に関することを述べさせていただきたいと思っております。

私は、令和元年6月議会において同様の内容の議員定数削減の議案を提案させていただいております。その中で行財政改革に協力するものというような提案だったのですが、今回の提案理由は違うのですが、正確に言ったら、3年3か月前に同じ理由を持ってこの場で説明をし、質疑を多く受けました。その中で多くの方からご指摘されたのは、「なぜこの時期に出すんだ。おかしいだろう」というふうに言われました。それは無投票で当選して、「選挙がなかったことが大いにあります」とそのときは答えておりましたが、やはり来年の春の一般選挙に向けるこの時期において提案するのが筋であるだろうというそのときの質問者の意図はそういうことで、そしたらそのときにもう一度出しますというように通告をしてあったので、このタイミングになっているわけです。

ほかにいろいろな質疑の中で、議会議員のなり手不足についての質疑もございました。そのときはやはり無投票ということもあり、なり手不足が深刻であって、それを解決するために定数を減らすだけでは解決にならないだろうという意見が多々あって、それにも自分は回答する内容は私たち議員が議会の魅力を伝え、岬町で一緒に議員として働いていただく方をどんどんと見つけ出してくるのも仕事であって、それを取り組んでいきたいというように答えさせていただきました。その結果かどうか分かりませんが、昨年の議会の補欠選挙において、定数1のところ2名の立候補者、そして今年の定数が3の補欠選挙において5名の立候補者がございました。やはり選挙が行われることによっていろいろ議論が前に進むこともあって、いい人材がこの場に上がってきてくれたと喜んでおります。

また、来年の一般選挙に向けて出馬を検討しているといった声も多く聞きます。その声は、我がまち岬町を何とかいい町にしたいんだと、それぞれの主張があるというふうに感じており、私たちが取り組んできた議員のなり手不足というのにある一定の効果が現れてきたのかなというふうに思っておりますし、自分自身自負もしております。

また、その3年3か月前の議論の中で議論があったのが、議員報酬の話も一緒に進めてはどうかということもございました。その報酬は自らの自立できる額を報酬として与えることで議員の質が上がるのだ、なり手不足を解消できるのだというような議論であったと思うのですが、何しろ定数条例でその話を一緒にするのは難しいと答えており、それに関しては第三者の機関である

審議会などを開催していただいて、議員の給料を議員が自分たちで決めるのではなく第三者の機関で決めてもらって、それを審議するのがいいのではないかと答えさせていただいておりましたが、それは今でも同じ気持ちでございます。

その他いろいろなやり取りがございましたが、よければ令和元年6月27日の岬町議会の議事録を読んでいただければよく分かるのかなど。そのときは賛成4、反対7で否決されましたが、今回はぜひ皆さんの賛同をいただきたく提案させていただいているものでございます。

提案理由は以上になります。

○出口 実議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

早川 良君。

○早川 良議員 竹原議員に質問させていただきます。

令和元年6月議会でも今回と同じ内容の議員定数削減の議案を提出されました。その質疑・討論の中で、議員定数削減については町村議会の根幹に触れる重要事項、重要案件であるため、その変更は議会制民主主義と民意反映の上から特に慎重を期すべきもの、また議員のなり手不足問題も同時に考えなければならないとの多数の意見が出され、結果、否決されました。

あれから3年が過ぎました。竹原議員より議論の場を設ける提案もなく、また議会で一切の議論がなされないまま、再び同じ議案を提出されたことについて、なぜ3年もの期間がありながらこのような形での議員定数に至ったのかを質問します。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいま早川議員の質疑に答えさせていただきます。

実際に、どこかの場でみんなで議員定数に関して委員会なりを設けてそこで議論をする、もしくは全協の場で議論するというのもありだったかも知れませんが、3年3か月前の議論においては実際否決されております。

その中で、そこでなぜ否決になったのかということをお自分なりに検討して、取組が足らなかつたからだというふうに思っております。特に取り組んだのはなり手不足のところでございます、いろいろな場所において、やはりこれからの岬町をつくっていくには新しい人材が必要だということをお各所で訴えてまいりました。その結果、早川議員はじめ瀧見議員、谷地議員を含めて、いろいろな方が手を挙げていただくことができ、そして、手を挙げるときに私の知っているノウハウを使いませんかというお手伝いもさせていただきましたつもりでございます。何もしていなかったかといったらそうではなく、表に出てきているのが何もなかっただけで、それも3年3か月前に

は次の選挙の前にもう一度提案させていただきますというふうにも言ってありますので、この機会になった所存でございます。

○出口 実議長 ほかに質疑ございませんか。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 私からも質問したいと思います。

今回提出するに至った経緯をるる述べられておりましたが、3年前に提出して否決された。3年間熟慮して、また今回も提出されたということだというふうを受けとめました。

そこでお聞きしたいのですが、今回、定数削減の議案を提出するに当たって十分な議論を尽くされたのかお聞きしたいと思います。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまの坂原議員の質問にお答えさせていただきます。

十分な議論をされたのかと言われると、議会の中では十分な議論はしておりません、されてもおりません。といいますのは、こういう重要な案件について、例えば、みんなまとまって委員会で審議をして、委員会として結論を出してそれを提案するというのも一つでございますが、実際の話ですね、賛否が分かれたこともございますし、なかなか一つの合意点が見出すことができないのではないかと。そして、それぞれの議員にもそれぞれの立場がございますから、提案できる今回の提案者、私、そして覚悟を持って賛同していただいた瀧見議員2名の提案によって出せるわけでございますから、そこで出した上で皆さんに諮らせていただこうと考えたのがただいまの提案でございます。

○出口 実議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 議員定数に関わる事柄は議会にとっても重要な案件であると同時に、住民にとっても非常に大事な問題であります。住民の多様な意見の集約が縮小される重大な内容をはらんでおります。このように議会にも住民にも重大な内容をはらんでいるという問題を3年前に提出して否決された。また、3年後に議会内で十分な議論もせずに再度提出されている。議会の定数削減という問題は軽々に何度も提出するものではないと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまの坂原議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに、たびたび出すようなものではございませんが、何よりも住民の声を代弁するといえますか、3年3か月前に提案したときに、「もともと無投票だったでしょ。なぜ可決できないのか、

この議会は」というふうに言われたこともございます。それをくすぶらせていたといえますか、それに向かって取り組んでいたのがこの期間でございまして、実際に提案するのに何の議論もしてなかったというのは議会内の話であって、自分の知る中では、住民の中でもいろいろな議論がされていたというのが本当のところでございます。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 竹原議員からの提案において、三つの理由において総合的に判断して定数削減を今回提案されたということですが、議員の定数削減というのは確かに全国でもいろいろ議論されていて、その中で確かに人口というところも行政としてはかなり大きい部分があるんですけども、それ以外に言われているのが、自治すべき町の面積だとか、あとは各地域の特性だとか、あとは今、実際に抱えている課題、特に岬町は岬公園をこれからどう進めていくとか、関電の跡地への企業誘致だとか公共施設の老朽化だとか、議会の中でも議会改革をこれからもっと進めていきたいと思いますというところで議員としての役割がかなりこれからも大きくなっていくと考えているんですけども、そういった三つ以外の部分についてどういった判断をされたのか、もしも考えがあればお願いします。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまの谷地議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに、岬町は課題がたくさんございます。特に、今後を左右する岬公園の話、多奈川地区の企業誘致の話、多大なる課題がございますし、また言われたように、議会内の改革を進めるに当たっていろいろな意見が必要かとも思います。しかし、定数が少なくなったからといって止まるものでもないとも、このように思っております。時代が、私たち議員が選ばれて出てきた限りは、選んでいただいた方の意見を尊重するというか、聞き届けるのが私たちの仕事ということをお優先させていただいているということです。議会内でしなければならないことは十分理解しておりますつもりでございますが、それはこの人数でしっかりと議論していきたいと、このように思っております。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 10人でも十分に議論ができるだろうというような回答かと思うのですが、今、全国的に議員削減という議論がされている中で、具体的にどれくらいの自治体で議員定数削減というところが行われているのかとか、あとはそもそも人口が減ったから議員定数を削減しましょうということではなく、そもそも岬町にとって適切な人数がどれくらいなのかといった視点も必要だと考えるのですが、それじゃあ、この12人という数が全国的に見て多いのか少

ないのか、そういったところの根拠があれば回答をお願いします。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまの谷地議員の質問にお答えさせていただきます。

12人がどうなのか、そしてまた10人はどうなのかという議論です。それは、先ほど言われたように、町の面積や特性、課題によっても変わってきます。12人で少ないのか多いのかというのを判断するのは私たち議員であるのかどうかという話です。住民の皆さんが我が町は12人では多いのではないかという声がある。そして、減らすのであれば2名だと。10人で十分やっつけていけるという声があり、それを実現させるための提案であって、ほかの自治体が1万5,000人の町で20人あるよとか、逆に10人しかないよ、それを9人にするとかいうものに左右されるものではなくて、規定というのは確かにありますから、その範囲内で決めていけばいいもの、そして、それに与えられた住民の声というものは、恐らく谷地議員も聞かれていることですから、適切な判断をお願いしたいと思います。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 実際に住民の声というところを尊重して決めるべきだろうというような意見だったかと思うのですけれども、私のほうで、町村議長会とか市町村議長会のデータで調べたところによると、平成29年から令和3年までの5年間でたしか議員定数削減がなされたのは253自治体で、実際、岬町がどうかというところでいうと、岬町の議員1人当たりの人口比率で考えたときには、1人の議員が住民人口1,530人を抱えているような数値になるのですけれども、全国1,743自治体中、人口比率は今998位なんです。じゃあ、町村で見たときには743自治体中198位で、同じような人口規模で見たときには、人口1万人以上1万5,000人未満で見たときには167自治体ある中で岬町は10位なんです。10位というのはそれだけ議員1人が抱えている人口の数が多いということなんです。

もう少し広げて、先ほど竹原議員がおっしゃっていた基準の1万人以上2万人未満、289自治体中73位という、あくまで数字的な話ですけれども、全国的に比較すると議員の数が多いというふうには、あくまで数字的には見られるのですけれども、こういったデータを見て、議員定数というところが適切かどうかというのはどのように考えられますでしょうか。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 谷地議員の3回目の質問にお答えさせていただきたいと思います。

回答としては、2回目の回答とほぼ同じになるのですが、データというのは確かにございます。それに関してそのデータは違うんだということは毛頭ございませぬし、その内容について向き合



っております。そのまちによって定数もそうですけれども、報酬というのがいろいろ前後しております。全国の町の報酬の平均が21万円代、その掛けることの定数ということで、議会にかかる費用というのが岬町においてのほうが、報酬の面だけに限ってですけども、高いというのは確実でございますし、報酬を削って人数を増やすという提案も、住民の皆さんの意見を聞いた中にはそういう方もおられますが、現実的ではないと判断させていただいておまして、その議論は大切にしたいとは思いますが、現状、この議員歳費でこの定数でということになると、住民の声は10人にしてほしいという声のほうが多いということでございます。

○出口 実議長 ほかにございせんか。

松尾 匡君。

○松尾 匡議員 提案者にお聞きしたいと思います。

先ほど提案理由を述べられた中に、令和元年6月議会定例会3日目を参照してほしいということをおっしゃったので、確認をさせていただきました。その中で今回と同じ議案が提出されておまして、結果は否決に終わっておりますが、その中での質疑応答のところで、提案者は、「仮に定数削減が可決されればそれまででありますし、可決されないのであれば、引き続き、この4年間において可決を求めて活動をしていくといった気持ちで」というふうに明確にお答えされております。これは議会内で可決を求めていくという動きを示しているのだと明言されているものだと思っておりますが、しかし、3年たった今でも議会内でそんな動きを一度も見ることができておりません。

また、こうも言われております。「いろいろな委員会それぞれ知恵を絞って理解をして、自分の持っている仕事と兼ねて町議会議員をしている方々、それを進めるためにありとあらゆる改革をこれから進めていかなければならない」、これはもうずっと以前からも取り組んでいるのですけれども、なかなか前に進まない話であります。改革も併せて進めていくためには、やはりここで時間を持って取り組んでいく、この提出させていただいたタイミングというのはご理解いただきたい」というのも明言されているわけですね。

ここで時間をかけて取り組んでいくという明言をされているのですが、この3年の間に提案者は議会運営委員長となられたときもありましたが、結果、議会改革もなかなか進みませんでした。その中で議員定数の在り方を検討する場を設けるといったこともできたはずですが、自ら提案されることもありませんでした。本当に議会として定数削減をなし遂げたい、そういう強い思いがあるのであれば、前回の質疑や討論で意見があったように、少なくとも定数の在り方を議論する場をつくる提案はするべきであったと思いますが、議会運営委員長のときになぜそうされなかつ

たのかということと、現在でも副議長というお立場になられておりますし、より議会の総意として話し合いを進めていくこともできたはずですが、今、1年数か月たっておりますが、いまだそんな動きとか働きかけはないのはどうしてでしょうかということと、あと、議会運営委員長が代わって、今、ようやく議会改革の特別委員会がつくられようとしておりますが、提案者ご自身が3年前に言われていたことに対する行動が全く見えない中、今回また同じ定数削減の議案を提出されましたが、前回と同じく、残念ながら、少なくとも私にはこの議会についての思いと説明というのは一切ありませんでした。正直申し上げまして、今回から今に至るまでの提案者の姿勢から、この議案を責任持ってなし遂げようとする気概が感じられませんし、住民に聞こえのよいパフォーマンスをしているとしか私は思えません。

前回に引き続き今回で2回目ですけれども、前回に出た様々な意見を取り入れられることなく反省もされず、全く同じ態度で上程された提案者の議員としての誠実さを疑うのですが、このことについてご自身はどう思われているかお聞かせいただきたいと思います。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまの松尾議員の質問に答えていきたいと思います。

2点あったかと思いますが、最初、議会として取り組む場所があったのに取り組んでいなかったのではないかといいたことですが、先ほどの壇上での説明の中でも申し上げたように、実際に3年3か月前の提案では否決をされているわけです。その中でいろいろな意見をいただきまして、なぜ否決になったのか考えてみたところ、やはりなり手不足のことにに関して一番取り組んでいかなければならないことだというふうに私は考えました。

その中で、議会内でなり手不足をどうするかという議論ができるのかどうか、それを判断させてもらおうと、なかなかそういう議論というのは難しいのではないかとというのが私の判断でございますし、議員削減の話を中心に扱う場を設けても、なかなか削減に向けて取り組まれるというふうなことが見えないことから、地道に私は住民の意見を聞き、なおかつ、議員のなり手を発掘すべく取り組んでまいりました。それは私だけではなく、ほかの議員の皆さんも一緒かと思っております。そういう観点から、議会内で議論するより町民を巻き込んだところで議論をしてきたというのが現状でございます。

もう一つの質疑でございます。議会改革、姿勢ですね。何も真摯に取り組んでいないというふうに見えるのかどうか、それは他の議員からほかの議員を見て、それが正しいか、間違っているか見るのはなかなか難しい。それはどの議論の場においても相手の気持ちになって考えるというのはなかなか実現しにくくて、特に議員という立場はそれぞれに応援してくれる人があって、そ

れを上げてくるのが私たちの仕事でございますから、取り組んでいないと見えるのであれば、その人は取り組んでいないだけではなくてうちで取り組んでいる。取り組んでいるように見えて取り組んでいない、それは全く分からないところでございます。だから、今回提案させていただきに当たって、実際賛同者も得て提案させていただいているのですから、取り組んでいたと判断していただきたいと、このように思っておりますし、前回否決されたときにいろいろ意見をいただいた中で、賛同者の中に松尾議員もいたのかなと、そういうところに力を割いてわざわざまた説明に行かないといけないのかなというふうな気持ちも実際ございました。そのような観点で答弁をさせていただきます。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 議会内で話し合うのは難しいと、総意を取るのには難しいというお答えだったかと思いますが、仮に3年前に言われたこれが可決されればそれまででありますし、可決されないのであれば、引き続き、この4年間において可決を求めて活動をしていくという気持ちでというのはそもそもなかったのにこういうことを言われたということでしょうか。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまの松尾議員の質問に答えさせていただきます。

気持ちがなかったのかと言われると、気持ちがなかったらこんなことはしておりません。しっかりと取り組むことが私の政治的な公約でもございますし、しっかりと取り組んできたところでございます。

議会内で議論はできないのであれば、いろいろな観点から個々の議員に相談をさせていただいたというのが実情でございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○出口 実議長 ほかに質疑はございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 提案理由として三つの事柄が挙げられて、それぞれについて説明もされました。私が聞きたいのは、過疎指定に指定されたことがなぜ議員定数削減の理由になるのかということが一つなのですが、確かに、人口と財政力指数ということで、今回新たに岬町も過疎指定をされたといういきさつがありましたが、今回、過疎法が少し見直しがあったために、言葉は適切かどうか分かりませんが、岬町はギリギリの基準で入ったという状況だったわけですね。ということであると、ほかの団体と比べて人口減も財政力指数の基準についてもそんなに大きく過疎ということからイメージするような状況ではなかったのではないかと私は理解をしているのですが、その点について提案者の認識をお聞きしたいというのが一つ目であります。

それから、住民の数が減少しているということが理由として挙げられております。おっしゃるように、地方自治法で私どもの岬町の人口規模でありますと、上限は定められている。22名という20人台の議員数でいいますと、もしかしたら20年ぐらい前であったかと思うのですが、22名という上限が設けられているだけでありまして、なぜ10人なのかという今回の提案ですね、その根拠が分かりづらい点がありますので、10人と提案される根拠をお示しいただきたいと思えます。

それから、三つ目の提案理由で住民より定数を削減してほしいという声があるということでもあります。定数削減は、かなり昔ですけれど、全国的にブームのように沸き起こってきた時期が過去にありました。そのときに岬町の議会でも定数削減が実際に行われたりもしましたが、今はそういった一時のようなブームのようなことは起こっていないというように私は思っています。それで私の耳には、議員を減らしてほしいという声は実際に入ってきていないのです。それで、お聞きしたいのは、何人ぐらいから、具体的にどういった声をお聞きになるのかというのを率直に教えていただきたいと思っています。

削減してほしいという声があるとするならば、それは理由があつてのことだと思うので、そのお声をお聞きになったのと同時に、なぜ削減してほしいとの方々がおっしゃっておられるのか、その点についても提案者がお聞きになっている声について教えていただければと思っています。

それから、民主主義の問題が全く論じられてはいないのですが、私は、この民主主義という問題は非常に大切な問題だと考えていますが、提案者は議員定数の削減を主張されていますが、民主主義の観点から定数削減についてどのようにお考えになっておられるかお尋ねしたいと思えます。

それから、先ほど来、3年前の議員定数削減を提案者が議員提出議案として提案なさったときのことが質疑の中で出てきております。それで、お読みいただければとおっしゃってくださったので、さきほど途中まで見ていて最後まで見ていないのですけれど、その中で提案者は12月議会にどうして提出しなかったのだという質問を複数受けています。それに対して多数派工作という言葉が使われて、要するに、賛同者が得られなかったのでパフォーマンスであるという意見も真摯に受けとめて、実現不可能だったと考え、12月議会には提出しなかったと、見送ったということをおっしゃっていました。それで、翌年の6月に提出されて否決をされているわけですが、そうであるならば、提出された2019年6月の前の12月議会に出せばよかったのにという声に対しての先ほどの私のお伝えした内容ですね、それと何か状況が変わったのかどうか、そのあたりについてお聞きしたいと思うのです。

少しややこしい言い方をして申し訳ないのですが、提出しなかった理由を問われて、「賛同者が得られなかった、実現不可能だったので出さなかったのだ」というように前回おっしゃいました。今回はそうすれば賛同してもらえそうだと思うから提出されているというように受けとめていいのか、そのあたりについてお聞きをしたいと思います。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 中原議員から五つの質問をいただいたかと思っております。

一つ目、過疎指定されたのは岬町はギリギリ滑り込みのようであって、そんなにむちゃくちゃ悪いものではないというふうな言い方であったと思われま。確かに、ギリギリだったのですが、指定されたことには間違いはございません。それに関して、先ほども議論がありました、決算のときにも議論がありましたが、効果額を得ている中、反面、町として岬町は過疎指定なんだなというふうに見られているのも事実でございます。

その中、議員は、何をしたのだと言われると反省するところもあり、そこは何らかの手を打っていかねばならないといったところ、やはり議会の活性化に合わせて自分たちの過疎に合わせた財政力に合わせた議会運営を、また議会運営をしっかりとするために、やはり財源が必要になってまいります。そこで一つ、ICT化をするに当たっても、パソコンの導入なり費用がかかることでございますし、モニターを設置する等々の改革を進めていくにもやはり財源が必要になってくる。そこで、過疎地指定の財政部局にこれだけの費用をプラスしてよとお願いするのは忍びないところでございまして、自分たちの定数を見直すことによって生まれた財源で何とか議会の改革を進めていきたいと、このように思っているところでございまして、過疎地指定の件に関しての答弁は以上になります。

次の二つ目の質問で、なぜ、12人を10人にする根拠はということでございますが、確かに11人でもよかったのかなとは思いますが、中原議員のところにはそういう話はなかったとお聞きしますが、私の下には、前回出したこともございまして、何とか議会議員の定数を10人という声が多かったというのが本当のところでございます。実際、岬町が昭和30年に成立して以降、偶数の議員定数で来ておりまして、それがずっと来ている中、12人を10人にするといった住民の声が多かった。そして、1人当たりの抱えている住民数というのを、先ほど谷地議員から指摘もございましたが、決して少ないわけでもなく、そういった町も実際ございます。そういったことから、根拠は住民の声だということをお伝えしたいと思います。

三つ目の質問として、定数削減の声が中原議員の下にも届いていないと、今、こういうブームがあるのかどうか分からないといったことでございますが、これは中原議員が前回のときも答え

ていたように、中原議員は反対の立場であるということを住民の皆さんが知っていただいている、中原議員のところにもそういう話を持っていても聞き届けられないといったことから、そこに話が行かないのかというように理解していきまして、私の下には定数の話はしょっちゅう来ます。

具体的に何人からという問いがありました。思いついた中で指折り数えてみると、両手では足りないといったことをお伝えさせていただきます。

今朝も通りすがりのここへ来るまでに、車に乗っていて通りすがりの男性が歩いていたのですが、その男性に、「今から議会か、どうや」、「今から議会最終日で定数の話をします」と言ったところ、「俺はその結果を聞くのが生きがいや」というふうに答えてもいただいておりますし、当然、ほかの方からも「定数を削減するのは当然じゃないか」という話も聞いていますし、また別の方からは、具体的に名前は挙げられないのが非常に辛いところではございますが、「実際に10人でやっていたじゃないか。なぜ、12人になったのか。補欠選挙をしたのか、それも不思議なぐらいだ。12人でないとだめだったら、そういう理論武装を立ててしっかりと反論すべきだ」というふうにそのご主人はそういった意見で私にいろいろ意見をしてくれていました。住民の声というのはいろいろな声がございますが、私のところ届いてくるのはそういう声が多い。

中原議員とは逆に、「定数はこのままでいいのだ」という声は聞こえないというのが本音でございます。ここにおられる議員さんの中でもいろいろな意見は聞かれていますと思いますが、恐らく大半は削減のほうを何とか考えてみてよというふうに言われているのではないかと、このように思っております。

四つ目の質問、民主主義の観点から、この提案はどうかといったことでございますが、確かに、住民の代表の議員の数が減ったら住民の声を伝える口が減るのは当然でございます。前回の提案のときにも言いましたが、私は定数が14人のときから12人に減った経験がございます。14人のとき、平成23年から27年までの間よりも27年を経ってから2名減って運営している中の議事録のほうページ数が多い。いろんな議論がなされてきたということを前回のときも答弁させていただきましたが、要は、議員として出てきていただく方の気持ち如何によって民主主義が達成されるのかどうか決まってくると。住民もしっかりとそういった声を届けていただける議員を選んで投票していただく、それが求められる厳しい選挙になるとは思いますが、しっかりとその点については心配は要らないのかなというように理解しております。

五つ目の質問ですが、3年前の議事録を見ていただきまして、その中で現在と比較して疑義があったようです。賛同してもらえそうだったから、賛同が少なかったから出せなかったというの

も事実でございますし、それを押してでも令和元年6月に出したというのも事実でございます。今回、多数派工作がという話をされておりますが、私は私の取組の中でしっかりと賛同していただく方を口説いておりました、やはりそれぞれの議員の立場というのは、応援していただいた皆さんがおりますから、そこでしっかりと議論をして判断していただきたいをお願いをしております、それを元に勘案すると可決できるのかなというふうに私ながら思っております。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 答弁漏れとまでは言いませんが、もう少し詳しくお聞きしたことにお答えいただきたい点が1点ございます。

今の答弁を聞いていてなるほどと私は思ったのは、そうか、私は議員定数削減に反対だから議員を減らせと思っている人は私ところへは言ってこない、なるほどと妙に納得しました。そうか、それで私のところにはそういう意見のお持ちの方は言ってきてくださらないのか。なるほど、非常に説得力のある答弁でございました。

それで、私が答弁漏れと言っているのは、どうして定数削減してほしいと言ってくるのかということを知りたいということをお聞きしてました。理由はいろいろと思うのですよ。ですので、定数削減をそういう主張をお持ちの方がおられることを否定するわけでは決してありませんが、どういう理由で議員定数を減らすべきだというふうにおっしゃって来られるのか、その点についてももう少しお聞きしたいと思っております。

それから、いろいろお答えいただいて、可決できるところまで多数派工作を行っているのだと思って、今どきどきしていますけれども、民主主義の観点からどう考えるかということをお聞きしたことは、議員の数が多ければ多いほど民主主義の面からはよいと、提案者はその点についてはそのようにお考えなのだ、私と同様の考えだということは理解いたしました。質問は先ほどお答えいただけなかった一つお答えいただきたいと思っております。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 答弁が漏れていたというか、お伝えし切れなかったもので、もう一度お答えさせていただきます。

定数削減を求めている声というのはどのようなものなのかといったことではございますが、私に声をかけていただくのは、まず、一般の住民というより、一般の住民の延長線上で各種団体の役員の方という方がとても多いです。その中で役員の方がどのように考えている、その深いところまでは私は知る由はございませんが、話のやり取りの中で、現状、この人数で運営できているのだから、10人でも差しさわりのないし、10人でしっかりと取り組んでいただければ

ば、報酬もしっかりと上げていくべきだという意見を持たれている方がとても多いです。私としては、報酬に関しては今回、報酬条例の話はせずに定数条例のことについて議論をするので、それは少し違う話ですよといったところでございますが、その気持ちはとてもありがたいなど。私たちの仕事を認めてくれているのだなというふうに捉えております。だから、具体的な話というのは、10人でいいと思っているというのは聞くのですが、なぜ10人なのかといろんな人に聞いておりますが、そこまで深いことは聞いていないというのが現状でございます。

○出口 実議長 ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 これで質疑を終わります。

松尾 匡君。

○松尾 匡議員 動議を申し入れます。

○出口 実議長 ただいまの議案に対する修正動議ですか。

○松尾 匡議員 修正動議です。

○出口 実議長 どうぞ。

○松尾 匡議員 休憩を取っていただいて、文書をお配りしたいと思います。

○出口 実議長 修正動議案について受付・確認を行うために暫時休憩をいたします。

再開は分らないでするので、また放送します。

(午後 2時20分 休憩)

(午後 2時46分 再開)

○出口 実議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、松尾匡君から、議員提出議案第2号に対する修正動議が提出されました。この修正動議は、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定に従い提出されており、成立をいたしました。

修正案はお手元に配付されているとおりでございます。この修正案を原案と併せて議題とし、提出者の趣旨説明を求めます。

松尾 匡君。

○松尾 匡議員 議長の許可を得ましたので、修正案の説明をいたします。

議員提出議案第2号

岬町議会議員定数条例の一部を改正する条例案に対する修正案



岬町議会議員定数条例の一部を改正する条例案を次のように修正する。

本則の改正規定中「10人」を「12人」に改め、本則を第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による定数を変更する場合は、調査研究を重ね、十分議論することができる議会内の機関にて審議する。

附則の改正規定中、「次の一般選挙」を「交付の日」に改める。

以上であります。

次に、提案理由の説明をいたします。

議会を構成する議員は、高い資質と自覚が求められ、多種多様な活動の中で町民からの意見を反映するに十分な機能を議会が持つとともに、行政の予算執行に対する高度な見識を有する義務があると考えます。地方分権の進展と権限委譲の拡大に伴い地方自治体の役割は拡充され、自治体の最終的な意思決定機関である議会の役割と責任が大きくなってきています。このため、議会が持つ議事機関としての機能と行政の監視機関としての機能の一層の充実強化を図ることはもとより、議員自身の質の向上に努めるとともに、責任と役割を果たしていかなければなりません。しかしながら、全国的にも議会が何をしているのか見えない。また、議会活動が住民に伝わらないなどから、議員定数を削減すべきとの意見が散見されます。

一方、地方分権改革によって自治体の業務は質・量ともに増大しており、さらに多様な意見を反映するためにも定数を削減するべきではないという意見もあります。

そんな中、今回、議員提出議案第2号、岬町議会議員定数条例の一部改正についてが提出されましたが、その提案理由は、令和3年度から本町が過疎地域に指定されたこと、議員定数を定める要素である住民の数が減少していること、住民より定数を削減してほしいという声があることを総合的に判断するものであり、定数削減の明確な根拠がなく、非常に主観的で曖昧なものとなっております。

以前にも本町では、令和元年6月議会定例会3日目に提案者より議員定数削減の議案が提出され、結果、否決となっております。そのときの質疑や討論で議員の定数は町村議会の根幹に触れる重要事項であるから、その変更は議会制民主主義と民意反映の上から特に慎重を期すべきものであり、議会内での総意を図る努力をしていないという意見や議員にとっても住民にとっても非常に重要な案件、その重要案件を事前に議員個々への説明をせず賛成多数を確保しようともせず可決しなくてもよいという、そんな無責任な態度では賛成できないという意見、さらに、議員のなり手不足の問題も同時に考えなければならない。議会の役目や議員の仕事などを住民にもっと

周知し、理解を得ていく努力も必要という意見も出されました。

あれから3年が過ぎましたが、前述の意見を考慮することはなく、また議員定数削減を実現するための動きや議論の場を設ける提案などもなく、議会で一切議論されないまま以前と同じ議案が今回提出されたこととなります。議会制民主主義の根幹に関わる議員定数の変更は極めて慎重にあるべきであり、少なくとも議会内で一定の調査研究がなされ、民意も反映した上で十分議論されるべきものであると考えます。

また、今後も議会内で十分な議論を経ずに同じような議案を提出されることを防ぐためにも、条例でしっかりとその旨を明記すべきと判断し、議員提出議案第2号の修正案といたします。

以上であります。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより修正案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 私は賛成者になっておりますが、中身を再確認する意味で質問させていただきます。

修正案の内容を見ていますと、2項目に、調査研究を重ね、十分議論することができる議会内の機関にて審議すると明言されております。議会内の機関で十分議論することができると、これはどういうものを指しているのかお聞きしたいと思います。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 坂原議員のご質問にお答えしたいと思います。

議会内の機関とは何を指すのかということについてですが、今、岬町議会は議会改革の特別委員会を設置しようという動きがあります。一番いいと思われるのは、特別委員会の下で1テーマとしての案件というのが望ましいかと思われませんが、その都度都度、議会内でその機関を皆で諮っていき、そして最適な機関で議論することが望ましいと考えます。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 1点質問でございます。

修正案と原案というのが取扱いについて難しいところございまして、一つ確認をさせていただきますのは、提出者に当たっては、私が提案した定数12人を10人にするとしたことに対して、修正で10人を12人に改めるといった内容ございまして、そもそも12人を10人にするとしたことございまして、内容としては、私の提案を否決すれば事足りるのではないかと。補足のことにしましては、委員会条例において委員会を設置すれば事が済むのではない

かというように思うのですが、また賛同者の方にもこのように多数の方が書かれておられますが、同じ意見なのであるのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 竹原議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど否決すればいいのではないかということですね。ここ提案理由にもありますとおり、最後の一文ですね。また、十分な議論を経ずに同じような議案を提出されることを防ぐというためにも条例でしっかりとその旨を明記したいという思いがありますので、修正動議とさせていただいております。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 答弁いただきました。

ただいまの説明によると、今回否決されたことによって今期の定数に議論する場があくまで今回で終わってしまうかのような言い方をされていますが、議会というのは議員が持っている権利におきまして、提案者があって賛同者があればそれを受理すると、議員提出議案として取扱いということになっていることと、先ほど答弁されたことに関して矛盾はないのかと思うのですが、この点に関していかがでしょうか。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 竹原議員のご質問にお答えしたいと思います。

私はこの修正動議をなぜ出したのかということを少し申し上げたいと思います。

私は本町の定数の在り方を議会としてしっかりと調査研究していないこと、また、広く民意を聞けていないことと併せて、議会内で議論できていないのに、主観的で曖昧な理由のみで根拠なく議会制民主主義の根幹に関わる議員定数の変更をすることは問題であると危惧をしております。

そもそも議会制民主主義である議会の役割や仕組み、議員の仕事とはどんなものか、また、どこまでが仕事なのかなど、議会や議員について我々議員間でも議論したり提起していない中、住民の理解は到底浸透していないからこそ、議会が、議会が何をしているのか見えない。また、議会活動が住民に伝わらないという意見が散見されるのであろうと私は考えております。

全国的に深刻な議員のなり手不足の問題も、結局のところ、議会や議員の活動が不透明であるといったところから来ているのではないかというようにも考えます。そう考えると、議員定数の在り方を調査研究、そして議論する前に、まずは本町議会としても、もっと住民へ理解を得るために、例えば、出前議会や議会報告会もしくは座談会というものなどを設けてですね、住民との接点を持つためのアプローチをこちらから積極的に働きかける努力をするべきであり、やるべき

ことはまだまだあると私は思っております。そういう努力を経て一定の理解を得た上で議員定数の在り方として民意を取り入れ、調査研究し、議論することで今の本町に合った本当に正しい議論がなされると私は考えております。

また、この町の議員定数の在り方を議会で調査研究、そして議論しているその課程を住民へオープンにすることでも住民の議会や議員への理解が深まると私は考えております。私はここまでしてこそ、これが議員定数の在り方の根拠としてあり得ると考えております。よって、それらを全く踏まえていない現時点では根拠など存在し得ないと考えるので、定数は今までどおり12人とし、それらを踏まえた上で本町議会の総意として根拠を持って定数の変更をすることが望ましいと考えるからでありまして、提出をさせていただいております。

○出口 実議長 3回目でございます、竹原議員。

○竹原伸晃議員 3回目というよりも、2回目の質問で先ほど答えていただいた内容と全く違うことを答えられておられます。というのはですね、これを3回目としてしまうと終わってしまうので、2回目の質問をもう一度しますと、我々議員は1人1人に対して議員提案することができるという権利がございます。賛同者が1名あったら提出ができる。そして、この修正案を可決することによって、それができなくなるのかなのか、それは矛盾が生じていないのかという話を聞いたところでございますので、先ほど答弁いただいたのは、趣旨説明の内容を2回聞いたような感じでございますから、2回目の質問に答えていただきたいと思っておりますが、どうですか。

○出口 実議長 松尾 匡君、補足説明をお願いしたいと思います。

○松尾 匡議員 竹原議員のご質問にお答えしますが、議員が今までどおり議案を提出できるかどうかというのは、ここに書かれているように、まずは議論した上で提出するのであれば提出できるというようなものであります。ですので、結果的にできるという答えになるかと思えます。

○出口 実議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 3回目の質疑をさせていただきます。

これが可決をすると、この中で議論を経なければ議員の持っている議員提出議案、定数条例に関することは提案できないと、それがなければできなくなるといったことで認識させていただいてよろしいのでしょうか。

3回目の質問はこれで終わります。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 竹原議員の質問にお答えしますが、何度も繰り返して言いますが、まずはこの趣

旨を聞いていただいたと思いますが、まずは議会制民主主義の根幹に関わることでありますから、やはり全員で一旦話し合いを持つべきだと。そして、しっかりと根拠を生み出すべく、議会としてしっかりと調査研究、そして住民の声を聞くなり、そういったものを時間をかけて結論を出していくべきだという趣旨なのです。よって、そういった話し合いを持たずにまた提出するということは議会としていかなものかということの今回の趣旨でありますので、話し合いを持たずにいきなり提出するのはいかなかと私は思っております。

○出口 実議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に賛成の方の討論を行います。討論ございませんか。

瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 議員定数議案第2号、岬町議会議員定数条例の一部改正についてに賛成の立場から討論させていただきます。

賛成理由は、先ほどご説明にもございました人口減少、過疎指定、住民のご要望等ございますが、私が賛成の理由として一番挙げたいのは、議員になりましたまだ1か月と少しのところでは大変大きな負荷を頂戴した議案でございます。1人では決めかねますので、私の講演会の幹部を集めまして話し合いをいたしましたところ、全員がぜひ賛成してくださいというご意見でございました。中には賛成しないと次は推さないよとまだおっしゃられる方がいらっしゃいました。中原議員、幹部は全員で10人でございます。10人のご意見ではございますが、私といたしましては、やはりこのようなご意見を無視できない立場にいます。よって、この議案に対して私は賛成の意思を表明させていただきます。

○出口 実議長 次に、原案に反対の方の討論を行います。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今回提出された議案は数年前にも提出され、否決されたものです。そのときにも私は、何の議論もなされないままの状態に提出されたものであるため、反対討論をした上、反対の立場でした。そして、今回またもや提出されました。

先ほど質問の中でも触れましたが、議員定数に関わる事柄は、議会はもちろん住民にも多大な影響を及ぼす大変重要なものであります。住民の多様な意見が拾い上げていけない、届かない、その危険性もございます。であるので、その議論は慎重かつ丁寧に取り扱うべきものと考えてお

ります。

提案理由を読んだ上でも非常に短絡的で、なぜ議員定数を削減しなければならないのかという明快な基準、論点はなく、拙速かつ性急に提案されたものと断じざるを得ません。何ら議論を深めることなく提案された今回の議案には到底賛成することはできませんので、よって、原案に反対とします。

○出口 実議長 次に、修正案の賛成の方の討論を行います。討論ございませんか。

谷地泰平君。

○谷地泰平議員 今回の修正案に賛成の立場で討論に参加させていただきます。

私も議員定数というところに関しては、やはり慎重に議論を重ねた上で決定すべきという考えを持っております。その結果、削減しても大丈夫だと結論をいただいたらそれはそれでいいですし、しかし、今、十分に議論されていないというように私自身も印象として感じております。

また、一番の理由としては、私も今回の議員定数削減はほかの自治体のどういった動きで議論されているかというところを調べてみたところ、やはり専用の特別委員会を設けていたりとか、あとは議会運営委員会といった機関で議論されているところが多くありました。私1人で個人で調べただけでも議員定数削減をされたところだけでも3割、4割ぐらいの議会がそうして議論を重ねた上で決定している事項でございます。もっと調査研究をしたら、ほかの自治体とか、どういったところをきちんと議論をしたかというところに少し目を向けるべきだと考えますので、今回、修正案に対して賛成とさせていただきます。

○出口 実議長 次に、修正案に反対の方の討論を行います。討論ございませんか。

竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 原案の提出者であり、今回の修正案に対しては反対の立場で討論をさせていただきます。

実際にいろいろと述べていただきまして、提案理由を書きいただいておりますが、その内容につきましても、先ほど私が原案の提案理由で述べたこと、そして、この場において皆さんの質疑において答弁させていただいたことも含まれている内容をこのように書かれておりますが、私の認識としては、この議会でも皆さん3年前からどうしたらいいのであるか、それぞれ考えておられたのは確かであって、それを地元でも聞かれているというふうに私は理解してまして、それをみんなで集まって委員会でする、それも一つの手ではございますけれども、やはり住民の願いを上げていくということが必要というふうに判断をしています。

そしてまた、反対する一つとして、2項に関することでございますが、審議をするのであれば

特別委員会の設置を賛成多数で設置したらいいのですよ。そして、そこでしたらいいとは思いますが、これを規定することによって議員の持っている権利を規制するものだというふうに捉えさせていただいたのです。それは少し上位法との兼ね合いで違うのではないかという判断でございますので、この修正案に対しては反対とさせていただきます。

○出口 実議長 原案に賛成の方の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

次に、原案に反対の方の討論を行います。討論ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 議員提出議案第2号、岬町議会議員定数条例の一部改正について、反対の立場から討論に参加したいと思います。

私は議員定数を減らすことにそもそも反対なのです。だから、私のところには減らしたらいいのではという声が出てこないといみじくも先ほどの質疑に対してお答えいただいたとおり、今、岬町の議会は12人議員がおりますが、この12人というのも削減されて12人になったのですね。そのときにも私は反対をしました。それは議員と議会の役割が極めて果たしにくくなるというふうに考えているからなのです。もちろん多ければ多いほどいいなんて、そういう暴論は言うつもりはありませんが、私は、議員の役割というのは住民の声を議会に届けて願いを実現することとしっかりとチェック機能を果たすと、この二つが大きな役割だというように思っています。その役割をしっかりと果たしていくには、少なければ少ないほどいいという議論には与するわけにはいかないという立場であります。

先ほど質疑を通じた民主主義の観点からどう考えますかということをお聞きいたしましたら、数が多いほど民主主義の面からはよいと、まさしくそのとおりであろうと考えるものであります。

質疑の中で残念ながら聞けなかったのが、なぜ定数を減らすべきだというふうにおっしゃっているのか、私は大事なものは中身といいますか信義だと思っているのです。そのことを主張なさる方の願いがどこにあるのだということだというふうに思っておりまして、減らせばそれでいいという単純なものではないのではなかろうかと思っておりますので、その中身について、そういった声を寄せられる方の信義ですね、その理由、残念ながら、そこが先ほどの質疑では確認ができませんでした。

兼ねてから議員定数は私は減らすべきでないというふうに思っています。議会では私はたくさんしゃべりますけれども、ほかの議員の皆さんが質問なさることも、「ほんとだ」って思うこと

が結構あるのですね。やはり1人の力では思い至らないことがたくさんありまして、もちろんさきほどから言っているとおり、多ければ多いほどいいなんていうことは言いませんが、減らしたら住民の声が行政や議会に届きにくくなる。提案される議案に対しても、もしその議案が住民に不利益があった場合、チェック機能がしっかり果たせないというふうになってしまうというふうに思いますので、議員定数を削減するという提案に対しては反対であります。

私は自分の議席は名前は中原 晶議員の議席ということになっておりますけれども、自分自身の議席は住民の皆さんの議席だというふうに思っているのです。ですので、そういう思いからも、簡単に定数を減らすということを十分な議論なく決めてしまうということにも賛成できないと考える立場であります。

○出口 実議長 次に、修正案に賛成の方の討論を行います。

坂原正勝君。

○坂原正勝議員 この修正案の第2項にありますように、定数を変更する場合はとあります。削減とは書いてないのですが、定数問題について議論する見合いはきちんとそういう場を設けて議論していこうということがここで担保されるというふうに考えております。

まず、議論をしてから結果を導いていくと。この議論なくして先に結果だけというのは非常によくないと考えますので、賛成いたします。

○出口 実議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 議員提出議案第2号、岬町議会議員、定数条例の一部を改正する条例案に対する修正動議に賛同する立場から討論に加わりたいと思います。

先ほど議員提出議案第2号の中で私の議員定数に対する考え方については述べたところであります。ただ、議員定数というのは何人が妥当であるのか、これは永遠のテーマでなかろうかというふうに思います。とはいえ、ほかの一つ一つ提案される議案の賛否とは全く違う。私はさきほど議席は住民のものだというふうに申し上げたのですけれども、それぐらい重いものであり、議員1人だけで決められる、また議会だけで決められるものでもないというように思っています。

また、定数削減の問題を議論しておりますけれども、先ほどもととの条例提案の中で報酬の話も同時に出てまいりました。ですので、この議員の定数の問題と時には報酬の問題も併せて議論しなければならないことも出てくるかもしれない、そういった多面的な議論をしっかりと行った上で議員の定数については決めるべきだと私は思っています。そこにももちろん民意の反映ということも大切だと思っておりますので、議論を通じて住民の皆さんの意見もその議論に反映をさせるということも議会として必要なことではないかと思っております。



この修正案の定数削減の明確な根拠がないという指摘が提案理由の中でございます。先ほど私は、なぜ定数削減が必要だとおっしゃるのか、その理由が一番知りたいのだと言いました。提案理由の中に議会が何をしているのか見えないということから定数を削減すべきとの意見が見られるという指摘がございます。そういう面は事実としてあるのではないかと思いますし、だからこそ私たち議会や私たち議員自身が何を日頃行っているのか、そのことについてよく住民の皆さんに知っていただく努力を重ねなければならないというように思っております。

そして、その一つではありますが、私どもは議会全体として議会だよりを再発行、復活させて、住民の皆さんに議会が何をしているのか知っていただく努力を重ねているわけなのです。また、議会改革についても議論を進めているところなのです。ですので、そういった議会内での慎重な議論を十分行った上で重要な議員の定数という問題について結論を出していくべきではないかと思っておりますので、この修正案に賛同する立場であります。

○出口 実議長 次に、修正案に反対の方の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

次に、修正案に賛成の方の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、採決します。

まず、議員提出議案第2号に対する松尾 匡君から提出されました修正案について、起立により採決します。

修正案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○出口 実議長 起立多数であります。

よって、修正案は可決されました。

ただいま議員提出議案第2号に対する修正案が可決されましたので、原案については議決不要となります。

以上をもって、今期定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和4年第3回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議ありがとうございました。

(午後 3時28分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和4年9月28日

岬町議会

議 長 出 口 実

議 員 中 原 晶

議 員 坂 原 正 勝